

2021年12月1日

貿易関係証明ご申請者各位

さいたま商工会議所

外国産原産地証明書等のオンライン発給開始について

平素より、さいたま商工会議所の貿易関係証明をご利用いただきまして、誠にありがとうございます。
当所では、本年4月から日本産一般原産地証明書(非特惠)のオンライン発給を開始しておりますが、
今般**2021年12月1日から外国産原産地証明書もオンライン発給にて対応を開始**いたします。

また、発給申請のサービス拡大のため、代行業者によるオンライン申請も可能となるよう、代行業者登録の受付機能も追加いたします。

なお、引き続き窓口発給も継続しておりますが、原産地証明以外(インボイス証明、サイン証明等)については、現時点ではオンライン申請の対象外になります。

記

1. 発給開始日

2021年12月1日(水)～ (※従来の書面による窓口発給も継続しています)

2. オンライン発給対象となる証明書

一般原産地証明(外国産・日本産)

(※インボイス証明、サイン証明は、今後順次対応予定。)

(※代行業者による代行申請は「代行業者登録」(※別紙参照)が必要になります。)

3. オンラインシステムによる対応状況(2021年12月1日時点)

	オンラインシステム	窓口(発給)
貿易登録(新規・更新)	●	—
原産地証明書(日本産)	●	●
原産地証明書(外国産)	●	●
インボイス証明	×	●
サイン証明	×	●
会員証明	×	●
日本法人証明	×	●
営業証明	×	●

以上

【本件担当】

さいたま商工会議所 中小企業振興部 海外支援課

TEL 048-641-0084

E-mail trade@saitamacci.or.jp

代行業者登録について

1. 登録開始日

2021年12月1日（水）～

※オンライン発給を代行する場合、「代行業者としての登録」が必要になります。

2. 登録料（新規・2年更新）

会員：無料　非会員：11,000円（※）

※既にオンラインで貿易登録済（当所で管理者IDを取得済）の場合は、登録料不要。

ただし、更新の際には（非会員のみ）登録料が必要となります。

3. 登録・発給手続きの流れ

（1）貿易登録（代行業者登録）

・登録サイトで作成した書類を当所に提出

（登録サイト）https://coo.jcci.or.jp/eCO/form_int.htm?id=1504

（2）代行申請

・申請者（輸出者）から代行業者に対して通知された「サブID」にてログインし、申請者の代わりにオンラインにて証明書を申請。

（3）証明手数料決済

・クレジット決済のみ。（申請者（輸出者）と代行業者のどちらでも可能）

（4）証明書の発給

・決済完了後、証明書印刷可能。（申請者（輸出者）と代行業者のどちらでも可能）

（※ご参考）

[申請者と代行業者]

- ・「申請者」とは、貿易関係証明を申請する法人または個人事業者。（輸出者等）
- ・「代行業者」とは、申請者より委託を受けて申請業務を代行する事業者。（海貨業者等）